



カナダ高配当株ツインα (毎月分配型)

追加型投信／海外／株式



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社 ファンドの運用の指図等を行います。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ: <https://www.smd-am.co.jp>

コールセンター: 0120-88-2976

[受付時間] 午前9時～午後5時(土、日、祝・休日を除く)

受託会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。

三井住友信託銀行株式会社

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は左記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、左記の委託会社までお問い合わせください。

委託会社の概要

委託会社名

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

設立年月日

1985年7月15日

資本金

20億円(2025年4月30日現在)

運用する投資信託財産の
合計純資産総額

13兆5,840億円(2025年4月30日現在)

商品分類・属性区分

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	海外	株式

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年12回 (毎月)	北米	ファンド・ オブ・ファンズ	なし

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年7月14日に関東財務局長に提出しており、2025年7月15日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの目的

当ファンドはカナダの高配当株式への投資に加え、「株式カバードコール戦略」および「通貨カバードコール戦略」を組み合わせることで、高水準のインカムゲインとオプションプレミアムの確保、ならびに中長期的な信託財産の成長を目指します。

※当ファンドにおける「株式カバードコール戦略」とはファンドが実質的に保有するカナダ株式に対し、株価指数のコールオプションを売却することをいいます。また、「通貨カバードコール戦略」とはファンドが実質的に保有するカナダドル建て資産に対し、円に対するカナダドルのコールオプションを売却することをいいます。以下、同じです。

ファンドの特色

1 カナダ株式を実質的な投資対象とし、主に配当利回りに着目した銘柄選定により信託財産の中長期的な成長を目指します。

- ケイマン籍の円建て外国投資信託証券「プリンシパル／CS カナディアン・エクイティ・インカム・ファンド ツインαクラス (Principal/CS Canadian Equity Income Fund Twin Alpha Class)」と国内籍の親投資信託「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- 「プリンシパル／CS カナディアン・エクイティ・インカム・ファンド ツインαクラス」においては、カナダ株式の配当利回り水準に着目し、相対的に配当利回りの高い銘柄の中から、個々の企業のファンダメンタルズを勘案して銘柄を選定します。外国投資信託証券における株式の運用は、プリンシパル・グローバル・インベスターズLLCが行います。
- 「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」は、国内籍の親投資信託で、円建ての公社債および短期金融商品等を主要投資対象とし安定した収益の確保を図ることを目的として、委託会社が運用を行います。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

2

株式への投資に加え、ツイン α 戦略を行うことで、オプションプレミアム*¹の確保を目指します。

- 当ファンドのツイン α 戦略とは、株式カバードコール戦略と通貨カバードコール戦略の組み合わせのことをいいます。
- 株式カバードコール戦略は、カナダ株価指数（原則としてS&Pトロント60指数とします。）のコールオプション*²の売りを行うことでオプションプレミアムの確保を目指す戦略です。
- 通貨カバードコール戦略は、円に対するカナダドルのコールオプション*²の売りを行うことでオプションプレミアムの確保を目指す戦略です。
- 各カバードコール戦略は、保有するカナダドル建て資産の評価額の50%程度とします。また、原則として、権利行使が満期日のみに限定されているオプションを利用することを基本とします。
※各カバードコール戦略の比率は、運用環境等により50%から大きくかい離する場合があります。また、今後この比率を見直すこともあります。

*¹「オプションプレミアム」とは、オプションの買い手が売り手に支払う対価をいいます。

*²「コールオプション」とは、対象資産（株式など）を特定の価格（権利行使価格）で特定の日（満期日）に買うことができる権利をいいます。



S&Pトロント60指数とは

トロント証券取引所を管理するTMX Groupと米国の投資情報会社であるS&P ダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが算出、公表している株価指数で、トロント証券取引所に上場する銘柄のうち、時価総額および流動性の高い上位60銘柄を時価総額で加重平均し算出したものです。

※同インデックスに関する知的所有権その他一切の権利は、TMX GroupおよびS&P ダウ・ジョーンズ・インデックスLLCに帰属します。また、同社は当ファンドの運用に関して責任を負うものではありません。

3

毎月の決算日に、原則として分配を目指します。

- 決算日は、毎月17日（休業日の場合は翌営業日）とします。
- 委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

▶ 分配のイメージ

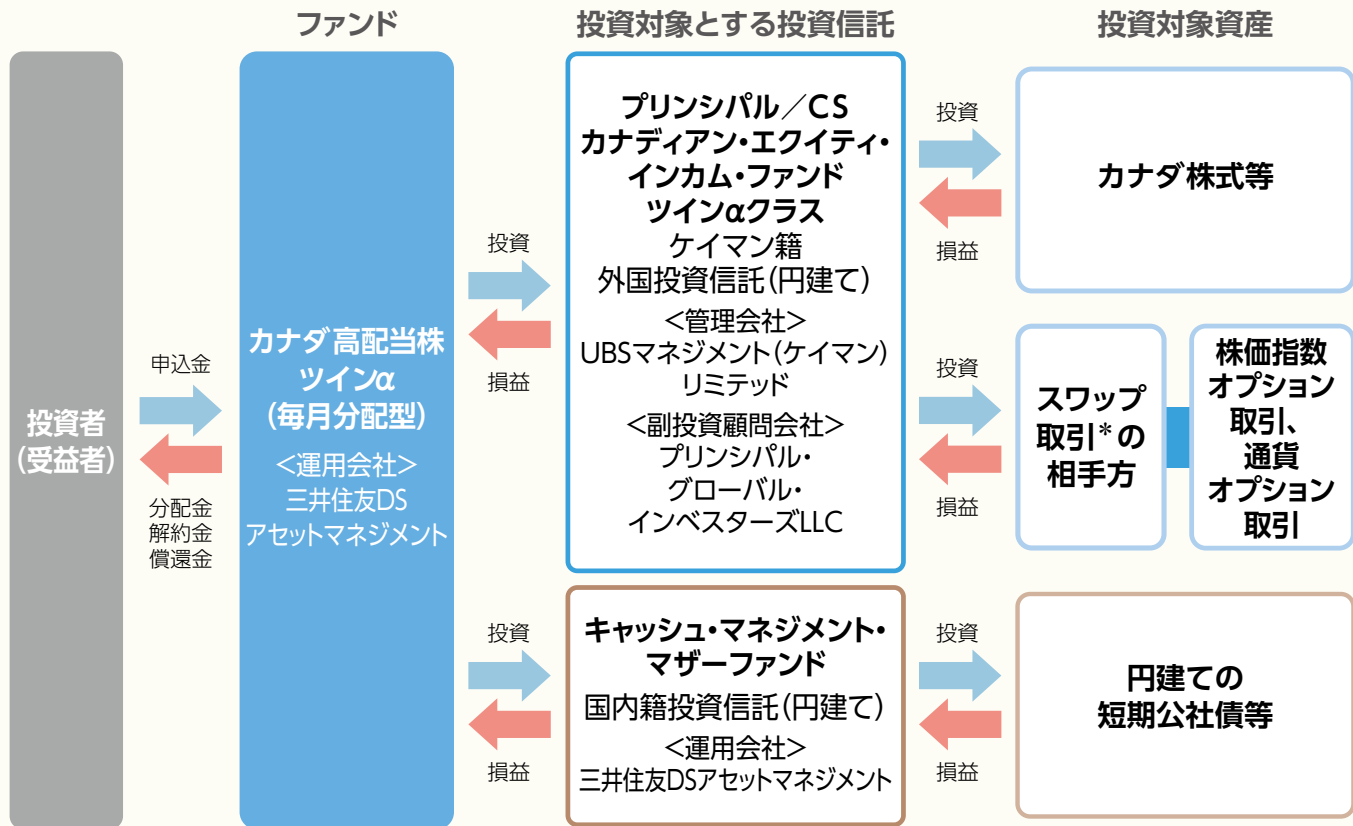


※上記は分配のイメージであり、今後の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

■ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



*UBS AG ロンドン支店を相手方とするスワップ取引を通じて、株価指数オプション取引および通貨オプション取引の損益を享受します。

※「プリンシパル／CS カナディアン・エクイティ・インカム・ファンド ツインαクラス」の組入比率を原則として高位に保ちます。

ファンドの3つの収益

■当ファンドは、カナダの高配当株式への投資に加え、株式カバードコール戦略と通貨カバードコール戦略のふたつのカバードコール戦略（ツインα戦略）を組み合わせることで、高水準のインカムゲインとオプションプレミアムの確保、ならびに中長期的な信託財産の成長を目指します。

（イメージ図）



※カナダ高配当株式の運用においては、株式以外に不動産投資信託証券やETF等に投資する場合があります。

※株式カバードコール戦略では、カナダ株価指数（原則としてS&Pトロント60指数とします。）のコールオプションの売りを行います。

※通貨カバードコール戦略では、円に対するカナダドルのコールオプションの売りを行います。

※各カバードコール戦略の比率は、運用環境等により50%から大きくかい離する場合があります。また、今後この比率を見直すこともあります。

※配当利回りおよびオプションプレミアムは市場環境等により大きく変動する場合があります。将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

※ツインα戦略によってオプションプレミアムの確保が期待される一方で、株価が下落した場合や対円でカナダドルが下落（円高）した場合には、下落幅に応じた損失を被ることとなります。また、カナダ高配当株式の運用において、常に株価指数に対して超過収益の獲得を保証するものではありません。

（注）上記は、当ファンドの収益の要因を示したイメージであり、当ファンドの将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

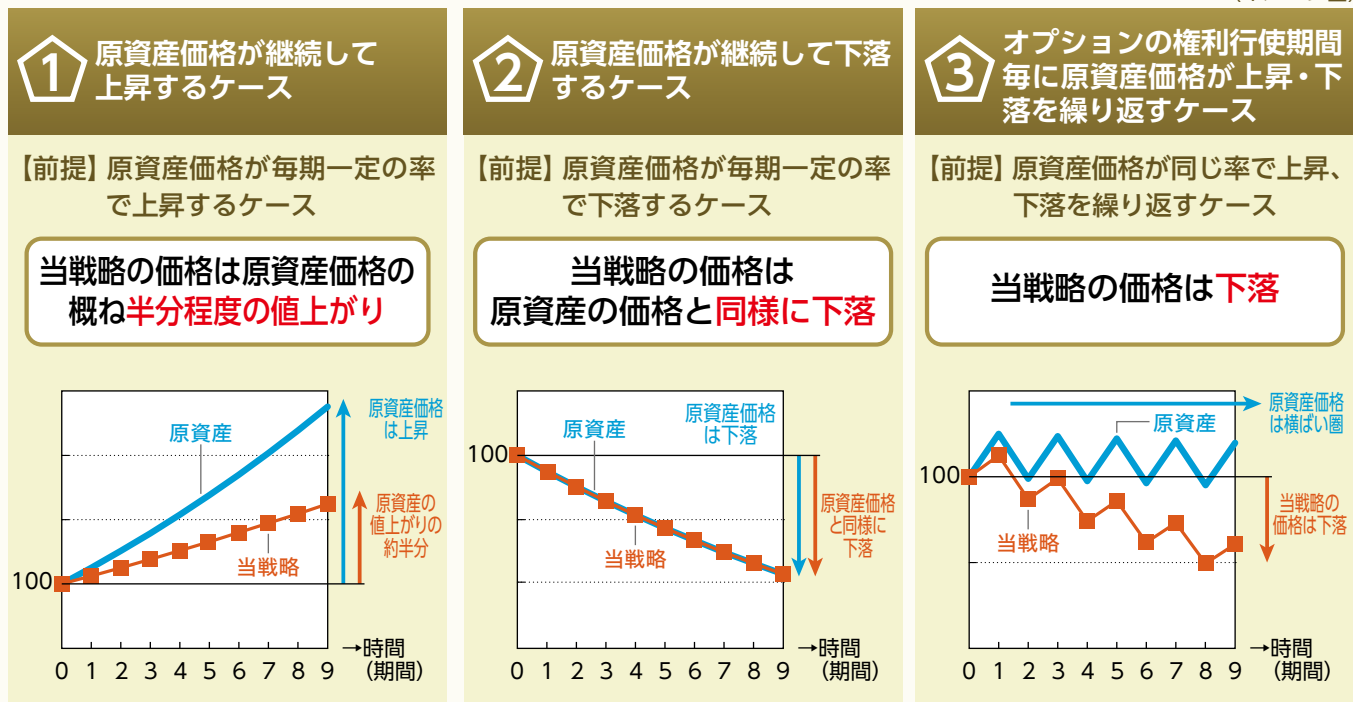
カバードコール戦略を用いた場合の値動きの特徴について

- 原資産（株価指数など）および原資産に対するカバー率*を50%とした場合のカバードコール戦略（以下、当戦略）の値動きの特徴として、主に3つのケースをあげることができます。
- 特に『原資産価格が上昇・下落を繰り返すケース（3のケース）』において、原資産価格が横ばい圏で推移したとしても当戦略の価格が下落（時間の経過とともに下落幅が拡大）する可能性があることにご留意ください。

*「カバー率」とは、原資産に対するオプションのポジションの割合をいいます。

(注) カバードコール戦略により想定されるオプションプレミアムは考慮していません

(イメージ図)



※原資産および当戦略の価格は当初100として指数化

※カバードコール戦略とは、オプションの権利行使価格を上回る原資産（株価指数など）の値上がり益を放棄するかわりに、オプションプレミアムの確保を目指す投資戦略です。

※上図の横軸（時間（期間））の目盛りは、カバードコール戦略におけるオプションの権利行使期間を表します。オプションの権利行使期間は、オプション取引量が多い1～3ヵ月程度が一般的です。

※上記は、原資産および原資産に対するカバー率を50%とし各期初にカバードコール戦略を構築したと仮定した場合のカバードコール戦略の値動きのイメージであり、カバードコール戦略に対する説明のすべてを網羅したものではありません。

投資対象とする外国投資信託の運用会社について

[プリンシパル・アセット・マネジメント*の概要]

会 社 概 要	● プリンシパル・ファイナンシャル・グループは、1879年に米国で設立された世界有数のグローバル金融サービス機関であり、傘下の資産運用部門であるプリンシパル・アセット・マネジメント*を通じて個人や法人の投資家に対してリタイアメント・サービス、資産運用、保険等の様々な金融商品ならびにサービスを提供しています。 ● プリンシパル・アセット・マネジメント*は、自社の運用に加えて、戦略特化型運用会社を傘下に持ち、世界の幅広い投資家に対して、多様な運用戦略を提供しています。 ● 株式運用においては、長年にわたり、配当水準の高さに着目し、企業調査をベースとし、長期保有を行う戦略を展開しています。
拠 点	● 北米、中南米、ヨーロッパ、中東およびアジア環太平洋に30を超える拠点を展開しています。 ● 傘下に戦略特化型運用会社を持ち、グループ全体として各アセットクラスに応じた専門の投資チームを形成しています(専門チーム数は13)。
従 業 員 数	1,960名(うち運用プロフェッショナル696名)
運用資産残高	約83兆円(約5,558億米ドル)

■2010年12月に責任投資原則(PRI)に署名しています。

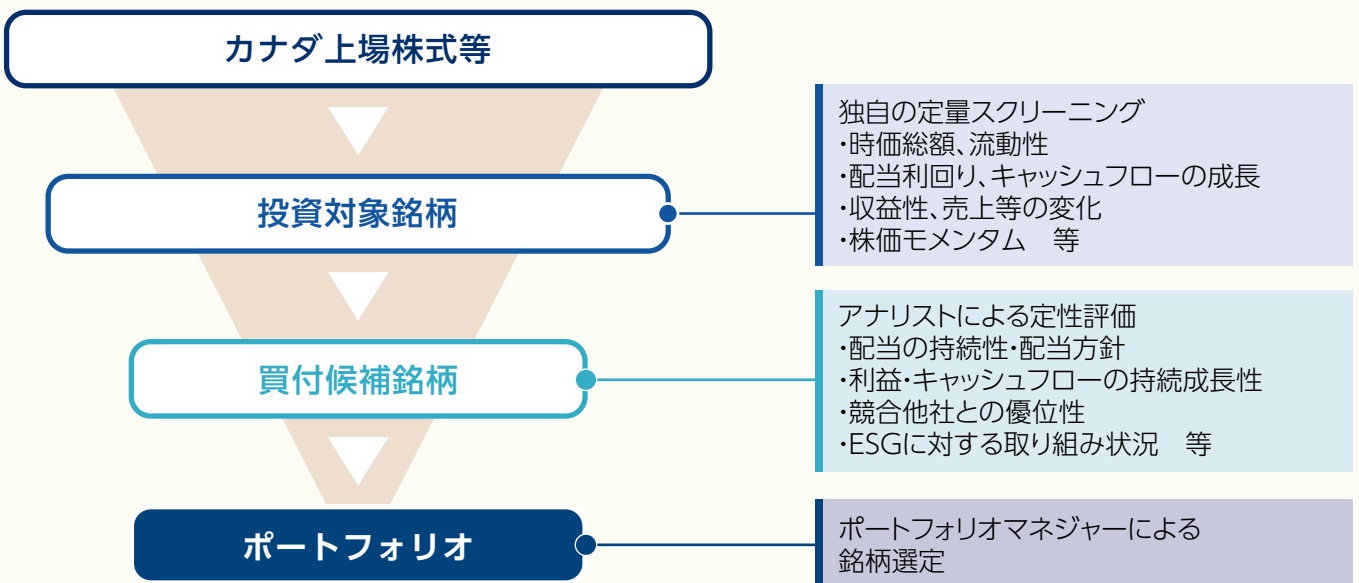
(注)2025年3月末現在、運用資産残高は1米ドル=149.54円で円換算

[外国株式の運用プロセス]

■投資対象とする外国投資信託の外国株式の実質的な運用は、プリンシパル・グローバル・インベスターズLLCが行います。

■プリンシパル・エクイティーズ運用チーム(ファンドマネージャー3名*、平均運用経験年数28年*)が担当します。

*2025年3月末現在



※上記の運用プロセスは2025年4月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所) プリンシパル・アセット・マネジメント*の情報を基に委託会社作成

*プリンシパル・アセット・マネジメントは、プリンシパル・グローバル・インベスターズのサービスブランド名です。

投資対象とする外国投資信託の管理会社等について

▶ 投資対象とする外国投資信託の管理会社

[UBSマネジメント（ケイマン） リミテッドの概要]

- UBSマネジメント(ケイマン)リミテッドは、スイスのチューリッヒに本拠を置く世界有数の金融グループであるUBSグループの一員で、2000年1月4日にケイマン諸島会社法に基づきケイマン諸島に設立されました。ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻し等を行います。

▶ 投資対象とする外国投資信託のスワップ取引の相手方

[UBS AG ロンドン支店の概要]

- UBS AG ロンドン支店は、スイスの銀行であるUBS AGの支店です。UBS AGは、4つの事業部門（グローバル・ウェルス・マネジメント、パーソナル&コーポレート・バンキング、アセット・マネジメントおよびインベストメント・バンク）およびグループ・ファンクションを有し、事業を行っています。その業務範囲は、スイス国内外におけるあらゆる種類の銀行業務、金融業務、アドバイザリー業務、トレーディング業務およびサービス業務に及びます。

(出所)UBSの情報を基に委託会社作成

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。

分配方針

- 毎月17日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、分配を行います。
- 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは計算期間中の基準価額の変動にかかわらず継続的な分配を目指します。このため、計算期間中の基準価額の上昇分を上回る分配を行う場合があります。分配金額は運用状況等により変動することがあります。

分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

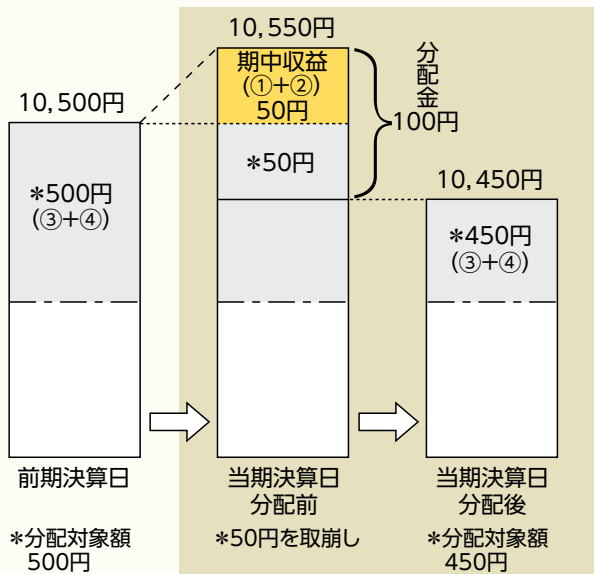


■分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

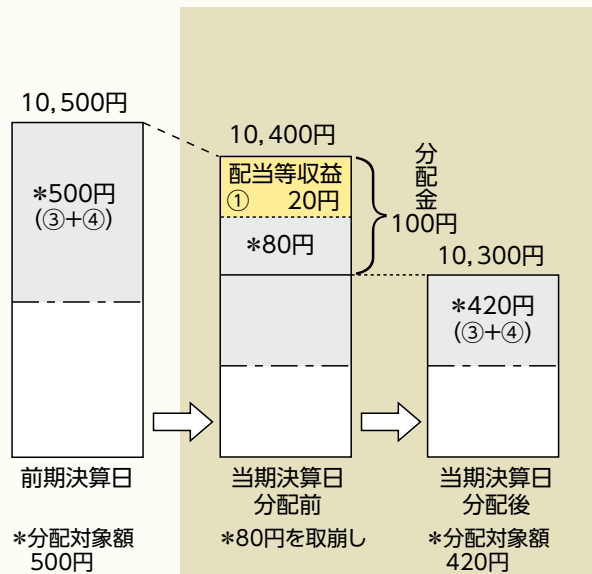
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

〔前期決算日から基準価額が上昇した場合〕



〔前期決算日から基準価額が下落した場合〕

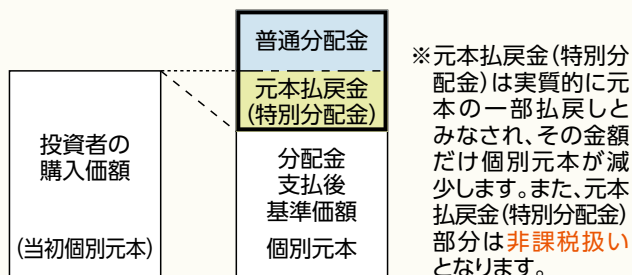


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

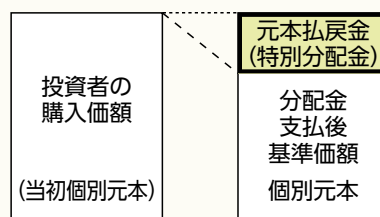
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

〔分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



〔分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

追加的記載事項

■投資対象とする投資信託の投資方針等

以下は、2025年4月末現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。

▶ プリンシパル／CS カナディアン・エクイティ・インカム・ファンド ツインαクラス

形 態	ケイマン籍契約型投資信託(円建て)
主 要 投 資 対 象	カナダの株式等を主要投資対象とします。また、スワップ取引を通じて、株価指数オプション取引、通貨オプション取引を活用します。
運用の基本方針	● 高配当株式投資戦略 ● 株式等への投資に当たっては、配当利回り水準に着目し、相対的に配当利回りの高い銘柄を中心に投資します。 ● 銘柄の選定に当たっては、個々の企業のファンダメンタルズ分析等も勘案します。 ● 株式等の運用は、プリンシパル・グローバル・インベスターズLLCが行います。 ● 株式カバードコール戦略 ● カナダ株価指数(原則S&Pトロント60指数)のコールオプションの売りを行うことでオプションプレミアムの確保を目指します。 ● 原則として保有するカナダドル建て資産の評価額の50%程度のコールオプションの売りを行います。 ● 通貨カバードコール戦略 ● 円に対するカナダドルのコールオプションの売りを行うことでオプションプレミアムの確保を目指します。 ● 原則として保有するカナダドル建て資産の評価額の50%程度のコールオプションの売りを行います。 ※カバードコール戦略では、原則として、権利行使が満期日のみに限定されているオプションを利用することを基本とします。 ※カバードコール戦略については、UBS AG ロンドン支店を相手方とするスワップ取引を通じて当該戦略を行った場合の投資成果を享受します。 ● 資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。
主 な 投 資 制 限	● 株式等への投資割合には、制限を設けません。 ● 同一銘柄の株式等への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ● 同一セクターへの投資割合は、原則として取得時において信託財産の純資産総額の50%以内とします。
分 配 方 針	原則、毎月行います。
運用管理費用	純資産総額に対して 運用報酬:年0.40% 報酬代行会社報酬:年0.215%* *報酬代行会社報酬の中に、管理会社報酬、スワップ取引事務費用などが含まれます。 ※上記のほか、管理事務費用、名義書換事務代行費用、保管に要する費用、受託会社の費用(年20,000米ドル以内)などがかかりますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率等を示すことができません。 また、年間最低報酬額や取引ごとにかかる報酬等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回ることがあります。
その他の費用	ファンドの取引関連費用、法的費用、会計・監査および税務上の費用ならびにその他の費用を負担します。 これらは、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申 込 手 数 料	ありません。
管 理 会 社	UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
副投資顧問会社	プリンシパル・グローバル・インベスターズLLC
購 入 の 可 否	日本において一般投資者は購入できません。

▶ キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

主 要 投 資 対 象	本邦貨建て公社債および短期金融商品等
運用の基本方針	本邦貨建て公社債および短期金融商品等に投資し、利息等収入の確保を図ります。
主 な 投 資 制 限	● 株式への投資は行いません。 ● 外貨建資産への投資は行いません。
信 託 報 酬	ありません。
そ の 他 の 費 用	有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。 その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申 込 手 数 料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
委 託 会 社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の**投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた**利益および損失は、すべて投資者に帰属**します。
- 投資信託は**預貯金と異なります**。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。



価格変動リスク

株式市場リスク…株価の下落は、基準価額の下落要因です

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。



カバードコール戦略に伴うリスク

- カバードコール戦略においては、株価指数のコールオプションの売却および円に対するカナダドルのコールオプションの売却を行います。このため、株価指数や為替レートの水準、変動率（ボラティリティ）が上昇した場合等には売却したオプションの評価値が上昇して損失を被り、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。
- カバードコール戦略により得られるオプションプレミアムの水準は、カバードコール戦略を構築した時点の株価指数や為替レートの水準、権利行使価格水準、株価指数や為替レートのボラティリティ、権利行使日までの期間、金利水準、需給等複数の要因により決まります。そのため、当初想定したオプションプレミアムの水準が確保できない場合があります。
- カバードコール戦略を加えることにより、オプションプレミアムを受け取るものの、権利行使日において株価指数や為替レートが権利行使価格を超えて上昇した場合、権利行使に伴う支払いが発生します。このため、カバードコール戦略を加えずに株式のみに投資した場合に比べて投資成果が劣る可能性があります。
- カバードコール戦略において特定の権利行使期間で株価や為替レートが下落した場合、再度カバードコール戦略を構築した際の株式や為替の値上がり益は戦略構築日に設定される権利行使価格までの値上がり益に限定されますので、その後株価や為替レートが当初の水準まで回復しても、当ファンドの基準価額の回復度合いが緩やかになる可能性があります。
※当ファンドは外国投資信託証券を通じてカナダの高配当株式に投資を行いますが、株式カバードコール戦略では、実質的に主にカナダの株価指数等にかかるコールオプションの売却を行います。このため、カナダの高配当株式と当該株価指数等が異なる値動きをした場合は、上記について必ずしも当てはまらない場合がありますので、ご注意ください。
- 換金等に伴いカバードコール戦略を解消する場合、市場規模、市場動向等によっては解消に伴うコストが発生し、当ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。
- 当初設定時、市場環境、資産規模あるいは大量の資金流出入が発生した場合やその他やむを得ない事情が発生した場合等にはカバードコール戦略を十分に行えない場合があります。



スワップ取引に関するリスク

- 当ファンドの投資対象である外国投資信託証券におけるスワップ取引は、当該取引の相手方の信用リスク等の影響を受け、その倒産などにより、当初契約通りの取引を実行できず損失を被る可能性があります。
- 投資対象の外国投資信託証券は、スワップ取引の相手方が実際に取引するオプション取引に対しては何らの権利も有しておりません。



信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。



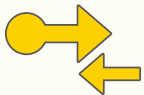
為替変動リスク…円高は基準価額の下落要因です

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。



カントリーリスク…投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。



流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点



ファンド固有の留意点

外国投資信託証券への投資について

外国投資信託証券からカナダの株式等に投資する場合、わが国の投資信託証券から投資を行う場合に比べて税制が不利になる場合があります。

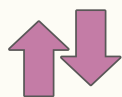
カバードコール戦略におけるオプション評価

オプションは時価で評価され、その価値の上昇・下落が基準価額に反映されます。なお、オプション取引時点でプレミアム収入相当分が基準価額に反映されるものではありません。

ファンドは、オプションの売りの取引を行いますので、オプションの価値が上昇すれば基準価額の下落要因となり、オプションの価値が下落すればプレミアム収入を上限として基準価額の上昇要因となります。

※上記はファンドにおける損益のすべてを示したものではありません。

※ファンドは、カナダドル建て株式への投資を行うとともに、カバードコール戦略において株価指数および円に対するカナダドルのコールオプションの売却を行います。したがって、保有する株式の値上がりもしくは円安・カナダドル高が基準価額の上昇要因となる一方、株価指数の上昇もしくは円安・カナダドル高によるオプションの価値上昇が基準価額の下落要因となります。



投資信託に関する留意点

■ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

■ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

リスクの管理体制

■委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

■リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

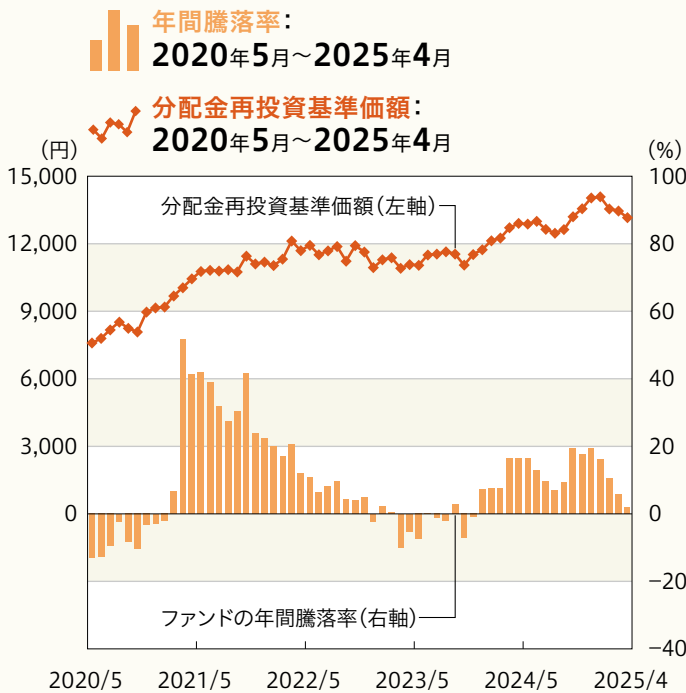
さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。他の運用会社が設定・運用を行うファンドを組み入れる場合は、必要に応じて当該運用会社等の実施する流動性モニタリングの状況等も活用し、流動性リスク管理を行います。

■コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

(参考情報) 投資リスクの定量的比較

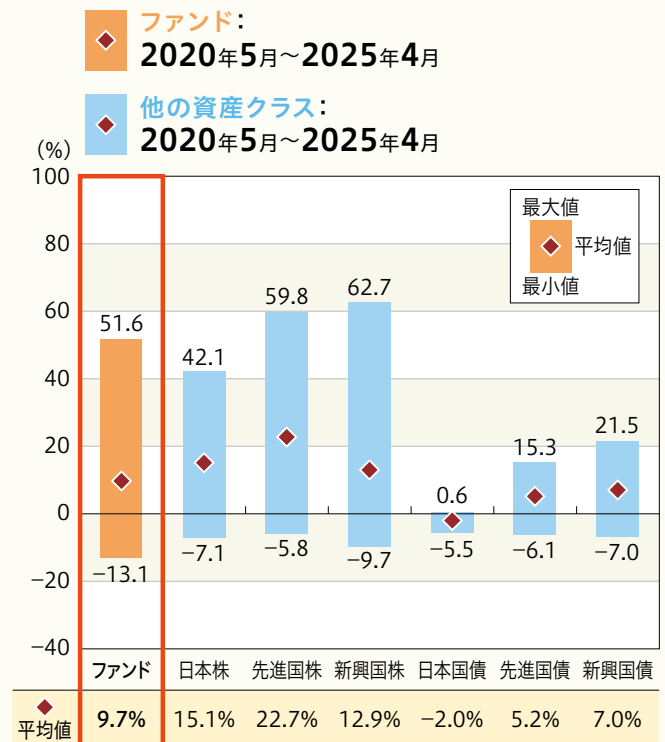
ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

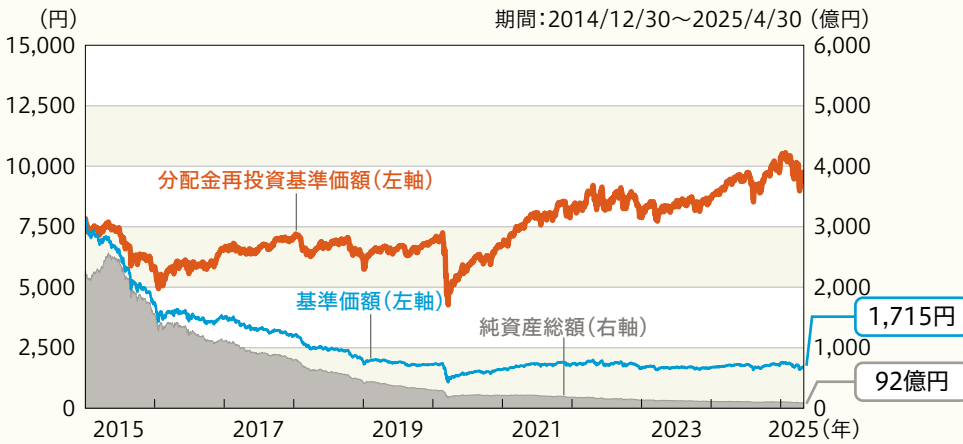
日本株	TOPIX(東証株価指数、配当込み) 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。
※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

基準日:2025年4月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。
 ※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

分配の推移

決算期	分配金
2025年4月	10円
2025年3月	10円
2025年2月	10円
2025年1月	10円
2024年12月	10円
直近1年間累計	120円
設定来累計	8,190円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

主要な資産の状況

■カナダ高配当株ツインα (毎月分配型)

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	97.56
親投資信託受益証券	日本	0.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.44
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	Principal/CS Canadian Equity Income Fund Twin Alpha Class	97.56
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.00

※比率は、ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。
 ※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有効証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

▶投資対象とする投資信託の現況

■プリンシパル/CS カナディアン・エクイティ・インカム・ファンド ツインαクラス

当該投資信託をシェアクラスとして含む「プリンシパル/CS カナディアン・エクイティ・インカム・ファンド」の主要投資銘柄(上位10銘柄)は、以下の通りです。

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
カナダ	株式	カナダロイヤル銀行	金融	8.8
カナダ	株式	ショッピファイ	情報技術	5.8
カナダ	株式	カナディアン・インペリアル・バンク・オブ・コマー	金融	4.5
カナダ	株式	トロント・ドミニオン銀行	金融	3.8
カナダ	株式	カナディアン・ナチュラリリソースズ	エネルギー	3.5
カナダ	株式	マニユライフ・ファイナンシャル	金融	3.5
カナダ	株式	ブルックフィールド	金融	3.5
カナダ	株式	TCエナジー	エネルギー	3.5
カナダ	株式	カナディアン・パシフィック・カンザス・シティ	資本財・サービス	3.3
カナダ	株式	ウエイスト・コネクションズ	資本財・サービス	3.1

※比率は、プリンシパル/CS カナディアン・エクイティ・インカム・ファンドの組入株式等の評価額合計に対する時価の比率です。
 ※プリンシパル・グローバル・インベスターズLLCから入手した情報を基に委託会社作成

運用実績

基準日: 2025年4月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

■キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

資産別構成

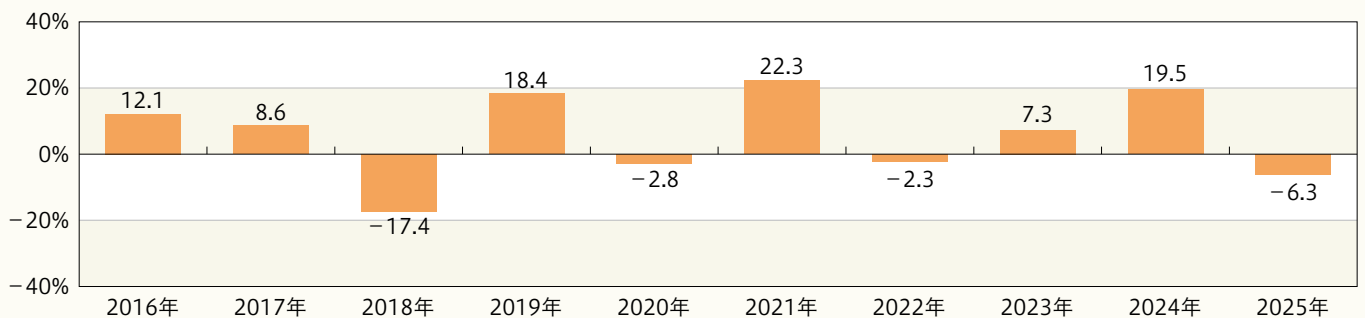
資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	日本	42.03
特殊債券	日本	23.95
社債券	日本	3.66
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		30.36
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	国債証券	1251国庫短期証券	0.000	2025/08/20	18.28
日本	国債証券	1257国庫短期証券	0.000	2025/09/22	9.13
日本	国債証券	1302国庫短期証券	0.000	2025/07/28	7.31
日本	国債証券	1298国庫短期証券	0.000	2025/10/10	7.31
日本	特殊債券	247 政保道路機構	0.509	2025/05/30	5.49
日本	特殊債券	249 政保道路機構	0.484	2025/06/30	4.03
日本	特殊債券	74政保地方公共団	0.557	2025/07/15	3.66
日本	特殊債券	30 政保政策投資C	0.425	2025/09/11	3.66
日本	特殊債券	258 政保道路機構	0.386	2025/10/31	3.66
日本	特殊債券	72政保地方公共団	0.509	2025/05/23	3.46

※比率は、キャッシュ・マネジメント・マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※2025年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ファンドにはベンチマークはありません。

お申込みメモ

購入時

購 入 単 位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購 入 代 金	販売会社の定める期日までにお支払いください。

換金時

換 金 単 位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

申込関連

申 込 締 切 時 間	原則として、購入・換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	2025年7月15日から2026年1月14日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
申 込 不 可 日	以下のいずれかに当たる場合には、購入・換金のお申込みを受け付けません。 ● トロント証券取引所の休業日 ● モントリオール取引所の休業日 ● ニューヨーク証券取引所の休業日
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付 の中止及び取消し	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受付中止や既に受け付けた購入・換金申込みの取消しをする場合があります。

決算日・収益分配

決 算 日	毎月17日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年12回決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。) 分配金支払いコース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。 分配金再投資コース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。 ※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

お申込みメモ

その他

信託期間	2026年4月17日まで(2013年4月26日設定)
繰上償還	当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなったときは、繰上償還します。 また、以下の場合には、繰上償還をすることがあります。 ● 繰上償還をすることが受益者のため有利であると認めるとき ● 残存口数が30億口を下回ることとなったとき ● その他やむを得ない事情が発生したとき
信託金の限度額	4,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.smd-am.co.jp)に掲載します。
運用報告書	毎年4月、10月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。
基準価額の 照会方法	ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、「カナダ株2α」として掲載されます。
課税関係	● 課税上は株式投資信託として取り扱われます。 ● 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 ● 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ● 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2025年4月末現在のもので、税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時・換金時

購入時手数料	購入価額に3.3%(税抜き3.0%)を上限として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.2% を乗じた額です。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

保有時

運用管理費用 (信託報酬)

ファンドの純資産総額に**年1.3805%(税抜き1.255%)**の率を乗じた額とします。運用管理費用(信託報酬)は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。

<運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜き)>

販売会社別の 取扱残高	委託会社	販売会社	受託会社
500億円以下の部分	年0.43%	年0.80%	年0.025%
500億円超の部分	年0.38%	年0.85%	年0.025%

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

支払先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

投資対象とする
投資信託 年0.615%*

実質的な負担
ファンドの純資産総額に対して**年1.9955%(税抜き1.87%)程度***

*投資対象とする投資信託の運用管理費用は、料率が把握できる費用の合計であり、上記以外の費用がかかる場合があります。また、年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回る場合があります。
上記の料率は、2025年4月末現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。

その他の費用・ 手数料

以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。

- 監査法人等に支払われるファンドの監査費用
- 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料
- 資産を外国で保管する場合の費用 等

※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの費用・税金

■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時

所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
----------	-------------------------------

換金(解約)時及び償還時

所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%
----------	--

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※上記は、2025年4月末現在のものです。

(参考情報) 総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2024年10月18日～2025年4月17日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

投資対象とする投資信託(以下、投資先ファンド)の費用は、その他費用に含めています。なお、当ファンドの費用と投資先ファンドの費用の対象期間は、異なる場合があります。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
2.14%	1.37%	0.77%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。投資先ファンドは、原則として、売買委託手数料、支払利息および有価証券にかかる税金は含まれていません。)です。

※投資先ファンドはスワップ取引を通じて株価指数オプション取引および通貨オプション取引の損益を享受しますが、当該スワップ取引の管理費用は投資先ファンドの総経費率に含まれています。ただし、各オプション取引にかかる売買委託手数料は含まれていません。

※投資先ファンドが上場投資信託(ETF)および上場不動産投資信託(REIT)に投資している場合、当該ETFおよびREITの管理費用等は含まれていません。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

運用報告書は、委託会社のホームページ(<https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/>)から検索いただけます。



三井住友DSアセットマネジメント